

8. 開発許可制度

(1) 開発許可制度とは

開発許可制度は、都市の無秩序な市街化を防止し、健全で計画的な市街化を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために設けられた制度です。

一定の面積以上の開発行為を行う場合には、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。このことを都市計画法に基づく開発許可と言います。

開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設をするために行う土地の区画形質の変更をいいます。

■開発行為許可申請

開 発 予 定 地 が 属 す る 区 域			許可が必要な規模
都市計画区域	線引き区域	市街化区域	1, 000 m ² 以上
		市街化調整区域	規模に関わらず全て
準 都 市 計 画 区 域		佐賀関地区の一部	3, 000 m ² 以上
都市計画区域外及び準都市計画区域外		野津原地区、 佐賀関地区の一部	10, 000 m ² 以上

* 都市計画区域および準都市計画区域外で3, 000 m²以上10, 000 m²未満の敷地での開発行為を行う場合は開発行為確認申請が必要です。



◇野津原地区◇

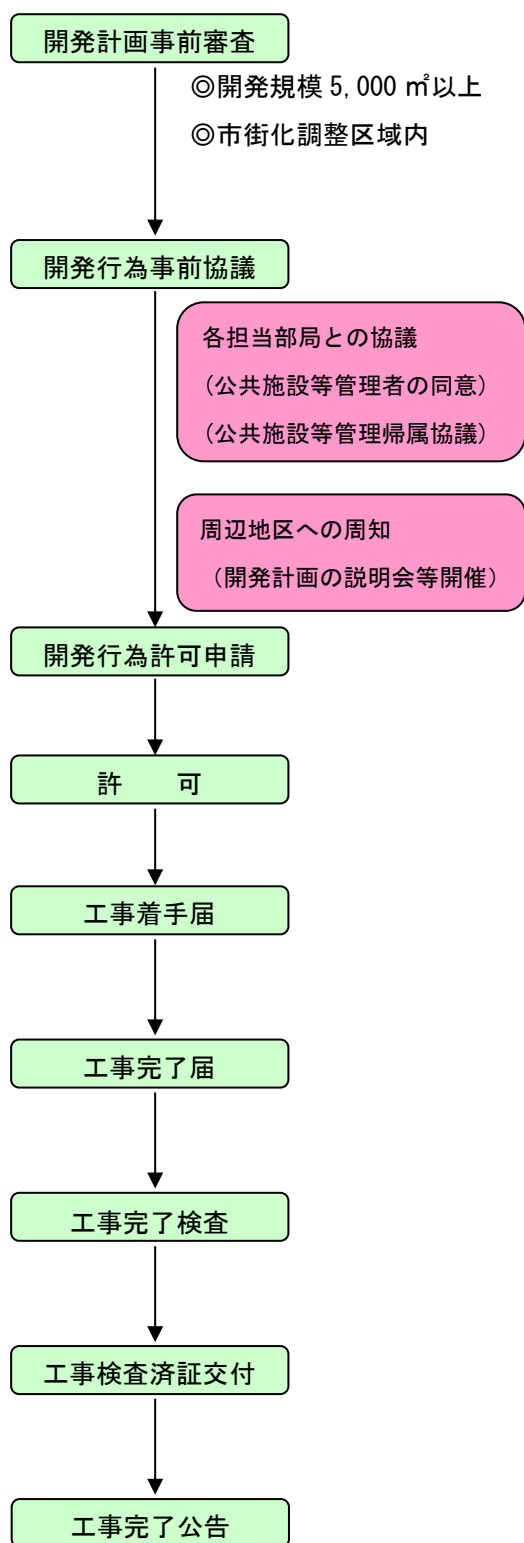


◇佐賀関地区◇



◇植田地区◇

■ 開発行為許可申請フロー



■ 開発行為確認申請フロー

